

6. 障害児タイムケア事業の実施について（案）

1 目的

障害のある中高校等が養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。

実施主体は、事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等に委託することができる。

3 対象者

障害のある中高生等であって、原則として、日中において監護する者がいないことにより放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な者とする。

4 事業内容

（１）デイサービス事業所、学校の空き教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適応する日常的な訓練を行う。利用時間は、原則１回３時間以上（送迎時間を除く）とする。

なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の居宅支援サービス等を利用できない。

（２）養護学校等からタイムケア事業実施施設まで、及びタイムケア事業実施施設から障害児の家等までの送迎サービスを必要に応じて行うこととする。

（３）事業は、地域のニーズに応じて行うこととし、月曜から金曜の間だけを行うものについては、原則本事業の対象外とする。

5 施設及び設備

- (1) 実施場所については、デイサービス事業所、学校の空き教室等の社会資源を活用し、活動に必要なスペースを確保しているものと市町村が認める場所で実施する。
- (2) 設備については、障害児に対するケアが適切に行えると市町村が認めるものとする。

6 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう配慮した上で市町村が定めるものとする。

7 利用の手続き

- (1) 利用者（障害児の保護者）は、市町村に、又は実施施設を通じて市町村に、利用の申請を行う。
- (2) 市町村は、障害児の生活状況、他のサービスの利用状況等を勘案して、利用の可否を決定し、その旨及び利用の決定した場合には利用者負担額を利用者に通知する。

8 利用者の負担

- (1) 市町村は、サービス利用1回につき、1,000円を利用者から徴収する。ただし、市町村の判断により、その一部又は全部を徴収しないことができる。
- (2) 本事業において、提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当な経費については、利用者から徴収することができることとする。

9 国庫補助について

- (1) 事業に要する経費（利用者が負担する額を除く。）は市町村が支弁する。
- (2) 国は、市町村が支弁した経費の1/2以内を補助することができる。

【補助単価】

	年間利用回数	国費
A型	5,000回以上	7,500千円
B型	3,500回以上	5,250千円
C型	3,000回以上	4,500千円
D型	2,000回以上	3,000千円

【採択の考え方】

- 1 17年度については、モデル事業的に行うこととし、原則として、各都道府県2カ所、指定都市・中核市1カ所の実施とする。
- 2 都道府県においては、A～D型の一つの類型を選択した2市町村（A型2カ所は不可）を推薦して行うものとする。
- 3 指定都市の補助単価については、7,500千円（A型補助相当額）、中核市の補助単価については、4,500千円（C型補助相当額）により行うこととする。
- 4 市町村の範囲を超えた広域での事業実施をするものを優先とする。
- 5 市町村内における複数の場所で行うことも可能とする。
- 6 既に都道府県単独での補助事業又は市町村単独で、同趣旨の事業を実施していない市町村を優先する。

7. 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画（平成17年度）

No	講習会名	受講対象者	講習期間	受講費	案内先
1	第39回摂食指導（基礎・実習）講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	4月19日（火）～4月20日（水）（2日間）	13,000円	肢体・重心・通園
2	第32回重度・重症児（者）医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児（者）の療育に携わっている職員（主として療育職員）	5月9日（月）～5月12日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心・通園
3	第27回看護指導者講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設の主任看護師・病棟師長およびこれに準じる職員	5月23日（月）～5月26日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心
4	第4回障害児者のプール指導講習会	障害児（者）のプール指導に携わっている職員	6月8日（水）～6月10日（金）（3日間）	18,000円	肢体・重心・通園
5	第58回重症心身障害児（者）施設看護師講習会	重症心身障害児（者）施設の看護師・准看護師（経験年数3年以上）	6月20日（月）～6月24日（金）（5日間）	25,000円	重心
6	第16回東京コース（2005年度）ボバースアプローチ8週間講習会	PT・OT・STおよび医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する者（経験年数3年以上）	7月4日（月）～8月26日（金）（8週間）	315,000円	（ご案内中）
7	第40回摂食指導（基礎・実習）講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	8月30日（火）～8月31日（水）（2日間）	13,000円	肢体・重心・通園
8	第59回重症心身障害児（者）施設療育職員講習会	重症心身障害児（者）施設の保育士・児童指導員・介護福祉士・療育員等（経験年数3年以上）	9月5日（月）～9月9日（金）（5日間）	25,000円	重心
9	第12回福祉関係職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・および関連機関に勤務し福祉相談に携わる職員	9月14日（水）～9月16日（金）（3日間）	18,000円	肢体・重心
10	第33回重度・重症児（者）医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児（者）の療育に携わっている職員（看護師・准看護師）	9月26日（月）～9月29日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心・通園
11	第15回重症障害児（者）医療講習会	障害児（者）とくに重症児（者）の医療・療育に携わっている看護師	11月5日（土）～11月6日（日）（未確定）	18,000円	肢体・重心・通園
12	第41回肢体不自由児施設等療育職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等の保育士・指導員等（経験年数3年）	11月14日（月）～11月18日（金）（5日間）	25,000円	肢体・重心・通園
13	第74回肢体不自由児施設等看護師講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等の看護師・准看護師（経験年数3年）	11月28日（月）～12月1日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心・通園
14	第41回摂食指導（基礎・実習）講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	12月6日（火）～12月7日（水）（2日間）	13,000円	肢体・重心・通園
15	第16回重症障害児（者）医療講習会	障害児（者）とくに重症児（者）の医療・療育に携わっている看護師	1月14日（土）～1月15日（日）（未確定）	18,000円	肢体・重心・通園
16	第38回幼児通園療育職員講習会	幼児通園療育（通園施設・保育機関等）に携わっている職員（保育士・児童指導員等）	1月23日（月）～1月27日（金）（5日間）	25,000円	肢体・重心
17	第34回重度・重症児（者）医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児（者）の療育に携わっている職員（職種は問わない）	2月6日（月）～2月9日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心・通園
18	第42回摂食指導（基礎・実習）講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	2月14日（火）～2月15日（水）（2日間）	13,000円	肢体・重心・通園
19	第17回重症障害児（者）医療講習会	障害児（者）とくに重症児（者）の医療・療育に携わっている医師	3月（土）（日）（未確定）	23,000円	肢体・重心
20	1日摂食指導（診断・評価）講習会	摂食指導に携わっている職員で（基礎・実習）講習会を受講済みの方	3月24日（金）	7,000円	肢体・重心・通園

* ご案内先の対象施設（肢体：肢体不自由児施設、重心：重症心身障害児施設、通園：肢体不自由児通園施設）以外で、開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃に、療育研修所にご請求ください。

* 給食関係職員講習会は隔年の開催です（平成18年度開催予定）。

* 摂食指導（基礎・実習）講習会は2日間となっています。1日摂食指導（基礎・実習）講習会は行いません。

心身障害児総合医療療育センター内 療育研修所 (TEL 03-5965-1136. FAX 03-3959-7648)

8 発達障害者支援法要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものとする。

二 定義

- 1 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいうものとする。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいうものとする。
- 3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいうものとする。

三 国及び地方公共団体の責務

- 1 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医

療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

四 国民の責務

国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならないものとする。

第二 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

一 児童の発達障害の早期発見等

- 1 市町村は、母子保健法による1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないものとする。
- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法による就学時の健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないものとする。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センター、第三の二により都道府県が確保した医療機関その他の機関（二1において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、1から3までの措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならないものとする。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

二 早期の発達支援

- 1 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。
- 2 一4は、1の措置を講じる場合について準用するものとする。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

三 保育

市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

四 教育

1 国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

五 放課後児童健全育成事業の利用

市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

六 就労の支援

1 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならないものとする。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

七 地域での生活支援

市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならないものとする。

八 権利擁護

国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

九 発達障害者の家族への支援

都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならないものとする。

第三 発達障害者支援センター等

一 発達障害者支援センター等

1 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができるものとする。

- ・ 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその

家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

- ・ 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ・ 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（・において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- ・ 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- ・ ・から・までに掲げる業務に附帯する業務

2 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないものとする。

二 専門的な医療機関の確保等

- 1 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならないものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、1の医療機関の相互協力を推進するとともに、1の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四 補則

一 民間団体への支援

国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

二 国民に対する普及及び啓発

国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

三 医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発

国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないものとする。

四 専門的知識を有する人材の確保等

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

五 調査研究

国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

第五 施行期日その他

- 一 この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定を整備すること。